

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年 8月28日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成29年 8月28日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金子 恵
委員	安 部 都	委員	西 岡 克 之
委員	岩 永 政 則	委員	河 野 龍 二

職務のため出席した者

議長	内 村 博 法	副議長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	荒 木 重 臣
企画財政部長	久保平 敏 弘	教 育 次 長	帯 田 由 寿
建 設 部 長	緒 方 哲	住 民 福 祉 部 長	森 川 寛 子
健康保険部長	中 山 庄 治	水 道 局 長	濱 伸 二
会 計 管 理 者	谷 本 清	総 務 課 長	山 本 昭 彦
農業委員会事務局長	和 田 弘		

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成29年第3回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時29分

閉 会 11時40分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の議会運営委員会を開会をいたします。9月5日招集の第3回定例会の運営につきまして、お手元の会議次第により会議を進めますので御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。それでは、まず初めに議長の御挨拶をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。さて、いよいよ9月議会、定例議会が開催されます。定例会議では昨年度の決算と重要な議案が審議されます。白熱した議論、審議を期待するところでございます。なお、現在連日厳しい暑さが続いております。健康には十分気をつけていただき、本議会に臨んでいただきたいと思います。簡単であります、開会にあたっての挨拶いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、町長の御挨拶をお願いいたします。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。8月は行事、事業がたくさんありましたけども、本当に皆さん方にはその都度ご参加を賜っておりまして、この場を借りて感謝申し上げたいと思っております。8月も終わりになりまして朝夕は幾分か秋めいた感じもする今日でありますけれども、日中はまだまだ暑い日が続いております。皆様方におかれましては、日々御健勝にて御活躍のこととお察しを申し上げたいと思っております。本日は大変お忙しい中、第3回定例会に係ります議会運営委員会を開催をいただきまして、誠にありがとうございます。今回の定例会では、各会計の平成28年度決算認定を含めまして、報告が1件、議案22件を予定をしております。決算ということで長期間になるかと思っておりますけれども、どうぞよろしく御審議をいただき、しかるべき決定をしていただきますようお願いを申し上げます。議案の内容につきましては所管の部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、まず提出予定議案について関係部局長より概要の説明をお願いいたします。まず、総務部関係について荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

おはようございます。それでは、総務部関係の提出予定議案の概要について御説明いたします。全部で4件でございます。

まず、議案第50号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。これは附属機関として長与町在宅医療介護連携推進協議会及び長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会を新たに追加するものでございます。次に議案第51号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。これは議案第50号の

関連でございます。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償について新たに追加するものでございます。次に議案第54号平成29年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）でございます。これは既定の予算総額に歳入歳出それぞれ181万5,000円を追加し、補正後の予算総額を885万1,000円とするものでございます。次に、議案第69号人権擁護委員の推薦について。これは任期満了に伴う推薦のためでございます。以上4件でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、企画財政部関係について久保平企画財政部長、お願いします。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。続きまして企画財政部所管分でございます。まず、報告がございます。平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。趣旨は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。次に第53号議案平成29年度長与町一般会計補正予算（第2号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,363万9,000円を追加し、補正後の予算総額を122億7,936万5,000円とするものでございます。以上2件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、住民福祉部関係について森川住民福祉部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは住民福祉部所管の議案について御説明を申し上げます。議案第52号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、子どもにかかる福祉医療費の支給対象をこれまでの小学生以下から中学生の入院費まで拡大するとともに、本条例への引用法令や条文の改正等を受け、所要の改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、健康保険部関係について中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

皆さん、おはようございます。健康保険部所管の議案の概要を説明いたします。まず、議案第55号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ363万8,000円を追加し、補正後の予算総額を48億5,407万3,000円とするものでございます。次に議案第56号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ63万5,000円を追加し、補正後の予算総額を4億6,548万3,000円とするものでございます。最後に、議案第57号平成29年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,953万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3

3億6,937万8,000円とし、また既定の介護サービス事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,285万円を追加し、補正後の予算総額を3,658万8,000円とするものでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、建設産業部関係について緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

皆様おはようございます。建設産業部では議案1件でございます。議案第58号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ333万2,000円を追加し、補正後の予算総額を10億3,756万8,000円とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、教育委員会関係について帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

皆さん、おはようございます。それでは教育委員会分について御説明申し上げます。議案第70号及び議案第71号、長与町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。来月末をもちまして教育委員会委員の任期が満了することに伴い、委員の任命について同意を求めるものでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、水道局関係について濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

おはようございます。水道局所管では4議案をお願いしたいと思います。まず、議案第59号平成29年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は債務負担行為において長与町浄水場運転管理業務委託と長与川流量観測業務委託の期間及び限度額をそれぞれ新たに定めるものであります。続きまして、議案第60号平成29年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は債務負担行為において、長与浄化センター維持管理委託の期間及び限度額を追加するものでございます。続きまして、議案第67号平成28年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収入及び支出では、水道事業収益7億9,765万9,675円、水道事業費6億6,203万1,375円の決算額となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入2,853万8,000円、資本的支出4億3,651万1,425円の決算額となっております。続きまして、議案第68号平成28年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定でございますが、収益的収入及び支出では、下水道事業収益10億6,159万5,576円、下水道事業費9億3,236万7,331円の決算額となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入1億2,880万7,683円、資本的支出4億478万4,243円の決算額と

なっております。以上、4議案につきましてよろしくお願ひいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、会計関係について谷本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（谷本清君）

それでは、会計課関係、議案第61号から第66号までの6議案につきましては、一般会計及び特別会計決算で地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。それでは議案第61号平成28年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額131億4,954万5,566円、歳出総額123億9,677万1,022円、歳入歳出差引額7億5,277万4,544円で翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は1億8,487万3,000円でございますので実質収支額は5億6,790万1,544円となり、このうち地方自治法第233条第2項の規定による基金繰入額は3億円でございます。次に議案第62号平成28年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額956万2,225円、歳出総額774万6,605円で歳入歳出差引額及び実質収支額は181万5,620円でございます。議案第63号平成28年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額47億866万2,754円、歳出総額47億572万6,207円で実質収支額は293万6,547円となり、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は15万円でございます。議案第64号平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億4,452万9,598円、歳出総額4億4,389万3,196円で歳入歳出差引額及び実質収支額は63万6,402円でございます。次に議案第65号平成28年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。保険事業勘定では歳入総額28億6,769万4,401円、歳出総額24億8,164万8,659円、歳入歳出差引額及び実質収支額は3億8,604万5,742円でございます。このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億6,935万2,000円でございます。介護サービス事業勘定では、歳入総額3,491万4,888円、歳出総額2,206万3,020円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,285万1,868円でございます。最後に議案第66号平成28年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額7億9,791万7,160円、歳出総額7億9,258万4,821円、歳入歳出差引額及び実質収支額は533万2,339円でございます。以上6議案につきまして、各会計決算の認定をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に、一般質問の通告並びに請願陳情について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

おはようございます。一般質問につきましては、通告者11名、質問件数22件となっております。通告者及び質問項目は、お手元に配付のとおりでございます。また請願陳情につきましては、請願が1件、陳情が2件で、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

続きまして、委員会への付託先についてお諮りします。総務文教常任委員会に付託するものは、議案第50号、議案第51号、議案第53号、議案第54号、議案第61号、議案第62号、それから請願2号であります。続きまして、産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第52号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号となっております。なお、本会議即決につきましては、議案第69号、議案第70号、議案第71号。以上、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、委員会の付託などにつきましては、ただいまのとおり決定をいたしました。

続いて、会期日程案について説明させます。谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

会期につきましては、9月5日火曜日から9月25日月曜日までの21日間で、5日火曜日、議長報告、行政報告、議案上程及び提案理由説明まで。その後、議員全員協議会。6日水曜日、一般質問。7日木曜日、一般質問。8日金曜日、一般質問、議案審議として質疑、付託または即決。9日土曜日、10日日曜日は休会。11日月曜日、付託案件審査。12日火曜日、付託案件審査。13日水曜日、付託案件審査。14日木曜日、付託案件審査。15日金曜日、付託案件審査。16日土曜日、17日日曜日、18日月曜日は休会でございます。19日火曜日、付託案件審査。20日水曜日、付託案件審査。21日木曜日、付託案件審査。22日金曜日、付託案件審査の予備日となっております。23日土曜日、24日日曜日は休会でございます。25日月曜日、委員長報告及び採決。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

お諮りします。会期日程案につきましては、ただいま事務局長からの説明がありましたとおりに決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、第3回定例会の会期日程については以上のとおり決定いたしました。その他の件で、何かございませんか。ないようでしたら、執行部は退席をお願いいたします。御苦勞様でした。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。今資料を配りましたけれども、その前に請願（陳情）文書表というのを御覧いただきたいと思います。請願2号につきましては、先程総務文教常任委員会に付託するというので御決定をいただき、お手元に配付をしております陳情3号4号、2件がございます。この取り扱いについてどのようにするか、お諮りをしたいと思います。御意見がありましたらどうぞ。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

陳情4号については従前通りの陳情書であって、陳情の中身が、毎回発言してましかも、趣旨等が十分理解できない内容であるということから、これについては、これまでどおり参考配布でいいと思います。陳情3号についてですけれども、その文章を読まさせていただくと新たに全国森林環境税の導入をということ、これについても恐らく今、間違ってたら大変申し訳ないですが、環境税については数年前から導入がされたという経緯があると思いますので、これ新たに全国森林環境税という導入が果たしてどうなのかと、ただしかし、全国的に創設の組織があるみたいですし、現状私としては非常に判断がつかないというところですけども、学習の意味で参考配付で追々必要となれば審査をしていいのかなと思いますので、当面、参考配付でよろしいかと思っておりますけれども、そういう考えを持っております。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員から参考配付ということで提案がありました。他の方どうでしょう。いいですか。じゃ参考配付という取り扱いにしたいと思います。

次に、岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

これ気づきなんですけども、こういう正式な議運の場にこの文書が配布されるのはそれで結構なんです、議長が決裁をしてないものをこうして配布をするというのは、これいかなものかと思うんです。議長も副議長も決裁しないものをここに配布をするなんて、非常に違和感を持ってるわけです。これは事務局に指摘をしておきたいと思えます。あと議長とよく協議をして、今までこういうことなかったと思うんです。そういうことでちょっと違和感を持ちますので、ちゃんと議長がおられるわけですから、議長、副議長の決裁を得て、それでこういう正規の場に配布をするということは当然の理だろうというふうに思いますので、もうこれ以上言いませんから、打ち合わせをして下さい。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

事務局に確認をします。これ印刷、印鑑が写されてないということじゃないのか、確実にしてないのか。議長、副議長にお尋ねをしますが、確実に決裁をした覚えはないのですか。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を解いて委員会を再開いたします。それでは、まずお手元にこのA3の広い紙と、それから現在の長与町の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例、25年12月25日第36号の条例であります。この2つが配付されております。この資料の提出した趣旨等について事務局から説明をお願いいたします。

富永議事課長。

○議事課長（富永正彦君）

それでは私の方から、A4の方が町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例という現行の条例の条文でございます。A3の方につきましては、専決事項、議会の委任による首長の専決事項を取りまとめたものになります。これにつきましては、5月に改選がございましたけども、委員会の改選前の議運の中で、確か安藤議員だったかと思えますけども、昨年の議案、補正で出ましたスライダーの補償の問題、あの事件に関係をしまして専決処分について検討した方がいいんじゃないかということで、議運の中ではこれからやりましょうということで終わったところでございます。次の改選後の議運に引き継ぎをするということで、今現在引き継がれた状態でございます。その中で、県内の状況、他市町の状況等もちょっと整理をしとってくれということで終わっております。こちらのA3の表の方が県内各市町の専決事項をそういう意味で整備をさせていただいたものでございます。A4の長与町の条例につきましては、長与町をA3の方では黄色の線でお示しをさせていただいておりますけども、左側が損害賠償、訴えの提起、和解・調停、条例改正の部分についてが一切指定をされていないという状況でございます。一方、上下見ていただければ、他市町がこれだけやってるとというのが比較して見てとれると思います。現行では、右から4つ目の議決工事、製造請負等の変更契約の300万円という金額、こちらの方につきましては長与町条例の第6号、それと地方公共団体の数の増減と規約変更等、それと流用災害復旧予算等、これだけが今、A4の条例の方では指定をされていると。それと、その他で書いておりますけども、町債額範囲での起債・償還方法の変更、一時借入、予算流用、負担放棄等、あと議員の公務災害ということがA4の条例の方には記載をされておりますけども、こちらの方はもう現在適用がないと。法的に措置をされて条文そのものも要らないんじゃないかということで、今考えているところでございます。これにつきましては、これを長与町どうしていくのかということについて、議運の方で揉んでいただいて、その結果で議会体としてどうするかということを検討していただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

従来から懸案事項であったわけですがけれども、こういうふうに県内の他市町の状況を取りまとめた結果について報告をいただいております。したがって、今後現在の条例にどのような形で使い、加えていくのか。これをむやみやたらにどんどん増やしていくと

いうことになれば、議会体として、今度は報告事項に変わってくるわけですね。報告事項に。そうすると質疑はできないということにもつながっていく。ただ、本当に軽微な事項まで、それを従来のパターンでやるというのもいかなものかなという気がしておりますので、皆さん方のとりあえず今日の段階では率直に意見を出していただきたいと思います。暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。この町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例、これにつきましては、先程議長からの提案もありました。町長からあるいは議会から両方から提案ができるんじゃないかという、事務局が調べた結果、議会側の提案が望ましいとそういうことであるということで、ここら辺も踏まえて、あと、具体的な損害賠償の場合とかあるいは訴えの提起、こういうものを調べていただいておりますので、この中身についてももう少し調べていただいて、次の議運でまた検討したいという、そういうふうにしていきたいと思います。よろしいですか。ありがとうございます。なお、西岡議員が所用のため退席をされますので、御了承願います。

それでは、場内の時計で10時45分まで休憩をいたします。

(休憩 10時31分～10時44分)

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。会議次第にはその他ということで、それ以外書いてありませんけれども、6月20日から政治倫理条例に係る調査特別委員会を作って、給食米に関する問題でずっと調査をしておりますけれども、そういった中で、この政治倫理条例についてかなりやはり見直すものがありはしないか、私なりに考えて、今日初めて皆さん方にとりあえず考え方として提案をさせていただきたいなど。今すぐ結論を出すということではなくて、今後検討しながら成案化していきたいなど思っていて、今日はこれを出さしていただきました。唐突感もあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。これについて若干説明をさせていただきますけれども、まず、長与町議会議員政治倫理条例平成25年条例第22号は、平成27年12月議会で、第8条、これは委任事項の字句「規則」に定めるとしとったのを「規定」に改め、規則は町長の権利だということで規定に変えただけで現在に至っております。

今回の学校給食米をめぐる問題を調査する過程で、審査請求手続、罰則規定等を含め、多くの不備事項も見受けられる。再発防止及び町民の信頼回復のためにも条例の見直しは急務であると考えているということで、まず頭に持ってきております。政治倫理条例の骨子ということで、現在、左側に現行条例、8条からなる条例でありますけれども、ここら辺をもう少し細分化をして、1条はそのまま、2条に議員の責務、これは現在第3条の政治倫理条例の第2項で、これが疑われる場合は議員自身が解明に当たるとともに、自ら責任を明らかにしなければならなかったかな、そういった項目がありますけ

れども、この責任を明らかにしなければならないというのは倫理基準じゃないので議員の責務の方に持ってくるのか、第2条の2項の方では、議員はいやしくも特定の個人とか、そういったもの、してはならないというのが責務の中にあったのをこれはあくまでも政治倫理基準の問題だということで、それを3条に、見直し案の4条の政治倫理基準に移したりとすべきじゃないかと。第3条に町民の責務、これ町民が議員を使っている働き掛けをする、そういった行為は町民もしてはいけないということ、これも他の市町の条例でもほとんどこの条例は載っておったというふうに思います。この3条が新たに入れた関係で政治倫理基準が4条に繰り下がったと。それから第5条に、これも新設ですけども、請負等に関する遵守事項、第6条に長の就任に関する遵守事項、というのは町が補助金を出す、あるいは業務委託をするとか、そういった団体の長に就任するということを控えなければならんという、どういうことかといいますと、例えば、私は体育協会の会長を辞めましたけれども、体育協会も補助金をもらっておるわけです。だから、想定しているのはそういった補助金をもらっておる団体の長は、議案審査の公平性を担保するためにもやっぱり辞退するように努めなければならないんじゃないかなという思いがあります。1例を挙げれば、その他にも例えば自治会長会の会長とか、そういった町の機関をひっくるめて、そういったものがあろうかと思えますけども、そういったものを想定してます、それから第7条に審査請求ということで、従来は第4条で町民の審査請求としとったのが、町民のというのを外してきております。これは今回のように議員側からそういう提案ができるような形に変えるべきであると。他のところでもこういうふうにしてあるところはたくさんあります。それから第8条が審査会の設置等ということで、従来は第5条で特別委員会の設置、町民から審査請求があった場合には、本会議に諮って特別委員会の設置をして調査をしていくという従来のパターンですけども、これを審査会に変えると。審査会の中身としては、学識経験者、それから有権者の代表、数字を言いますと、学識が3人、有権者が3人、議員の代表が2人とか、そういったことで、ややもすると議会内部で特別委員会でやるということになると身内をかばう、そういった批判も聞かれるということも、実例としてよそであったようでもありますけれども、そういった公平性を担保するためにも、そういった審査会方式でやった方がいいのではなかろうかなということです。9条、10条、12条については審査会の関連が書いてありますし、従来の第6条、調査、審査への協力等というのが見直しの案としては、第11条で対象議員の協力義務ということでここに載せております。それから第13条で対象議員及び議会の措置ということを書いておりますけれども、例えば、審査会で議員の行為が政治理念に抵触すると、いわゆる黒だと言われた場合は、議員はそれに対してきちんと説明責任を伴うということを明確に謳うべきである。それから今度は議会の措置としては、それを受けて本人が何もしなければ、議会として例えば議長による戒告とか注意とかそういったものになろうかと。最悪の場合は辞職勧告。そういったものも想定したところのこの議会の措置というのを新たにしております。これ

については、従来の条例では全く触れられてなかったと。それから町民の審査請求に戻りますが、町民の審査請求は1人でもできるようになっておるんですね。現在の条文は、ですから、ここら辺も第7条の中では明確にやっております。そういった変更をしたらどうかと。それから第14で請求による説明会、これ従来の第7条で請求による説明会というのがありますけれども、これも従来は1人からでも言われればせんばいかんとかそういう状況であったものを解消、それから15条で職務関連犯罪による起訴後の説明会、要するに犯罪で捕って刑法とか職務関連犯罪で捕まって起訴されても、なおかつ議員に居座っておると。こういう場合を想定して、起訴をされてもなおかつ居座りをつけておる議員がちゃんと説明会に出てきて説明をさせると。そういうことを想定した、これもほとんどやっぱり例えば近隣でも諫早市とか、ほとんどのところが、ちっちゃいところはあんまりありませんでしたけれども、そういったものを付けております。あと16条に委任ということで従来の倍の条数に今のところ計画をしております。

主な内容は今もう申し上げましたけれども、1から4まで書いております。特に(4)で先程言いました特別委員会から審査会方式に変更は先程言いましたとおりであり、身内に甘いと揶揄される懸念がありましたけれども、学経等によって公正で迅速な審査ができます。特別委員会は、本会議を開いて特別委員会を設置してという、そういうことがありましたので、タイムリーな審査が調査ができないという部分があるなど。そういうことで。その下の(注)で見直しに当たっては、諫早市、それから石川県の加賀市、その他の条例を参考にしたと書いておりますけれども。それから3のその他検討事項で、現行は特別委員会方式であり、本会議で設置を議決し結果も本会議に付議した後、請求者に報告することになってます。改正案は審査会方式であり、本会議での設置議案及び報告の必要はなくなるがこれでよいのかと。このAの1というのは加賀市の例です。報告は、1番直近の次に開かれる議会の本会議において、議長の諸般の報告の中で報告することによって、これができる。Q2が議会基本条例第16条で調査機関の設置を定めているが、審査会は趣旨が違くと。審査会の位置づけ、報酬はどうすべきかということで、自分なりにした結果、これも加賀市の例でありますけれども、議会で実費を弁償する場合は法第207条の規定により、100条調査、公聴会参考人会議等に出席した場合に支払われる例に準じてできると、加賀市では報償、謝礼として支払われ、その額は他の部局の額を参考とすると、こういう例があります。4番目には、長与町議会議員政治倫理条例改正素案の新旧対照表と書いておりますけれども、これはまだ本日はつけておりません。まだ調整等もあります。そして、今後の日程ということで1番末尾に書いておりますけれども、できれば12月議会での条例改正を目指して、他の議会改革の問題と併せて精力的に今検討をしてはどうかということで、今日のところは結んでおります。ただ、この従来の1条から8条まで、これを作る時にも、相当小委員会の皆さん方が御苦勞いただいて作った経緯がありますし、いきなりこれを16条立ての条例ということに対して違和感があると言われる方も当然おられると思いますので、あ

くまでも叩き台で、これについては政治倫理の調査特別委員会とひっかけてするのが1番いいのかなという気もしております。だけれども、この問題についてはやっぱり議運の事項でもありますし、一応議運の皆さん方に考えただけお示しをして、後で具体的に提案をして、しかし、その前に政治倫理調査特別委員会でもこの見直しが必要だと言及されとったのが3人おられます。調査表の中で書かれたのが。河野委員と安藤委員と私、この3人はその事を明確に見直すべきだということじゃなくて、必要ではないかという提案であったろうと思いますけれども、そういったことも、全員協議会の中で言うのか、見直しを検討をしていただきたいということと言わなければいかんのかどうか、ちょっと迷っておりますけれども、そこら辺については皆さんの意見を聞きながら進めていきたいと思えます。暫時休憩をします。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。この政治倫理条例見直しについては、いろいろ御提案をいただきました。確かに、それぞれ今度の全協あるいは特別委員会の中で、こういった問題も少し皆さん方の意見を聞きながら、最終的には議運の所管ですから、そっちの方で検討してもいいよというものを何とか引き出した上で進めていきたいなと思っております。ただ、やっぱり議運でやるにしても、そこには叩き台が必要になってまいりますので、ここら辺は十分皆さん方に出す前には、ここで吟味をして出すということ的前提にありますので、議員の皆さん方にはそういった意味では、いろいろ今まで以上に御苦労かけると思いますが、御協力をお願いしたいと思います。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

5月29日の議会運営委員会で充て職に関して充て職問題ということで、ある程度、資料とともに皆さんと一緒に一度議論したことがありましたけれども、これも申し合わせのみではなく、やっぱり倫理条例に定めるところの検討が必要というところの話があったかと思うので、こちらの方も確実に併せて資料等のお願いをしたいと思いますけど。

○委員長（喜々津英世委員）

今の件は5月29日ですか、これについては、先程のこの見直し案についての中で、第6条長の就任に関すると、これの中にある程度盛り込んでおります。これは倫理条例の施行規則がこれを補完する、最後詰めていく規定がありますけれども、ここら辺の中である程度こういったものが想定されるということを確認にせんばいかんだらうと。今考えとるのは、例えば自治会長会、自治会長になる人は結構おると思うんですよ、どうしてもやっぱり地元のためにもやらんばいかんということもありますし、住民の皆さんにも自治会長として頑張ってくれと言われる要請もあるかと思えます。ただ、それと想定しておるのは自治会長会の会長、これとはまた別問題だと。要するに先程言うように町から補助金を受ける団体です。自治会長、自治会長会として振興補助金、自治会がも

らうんですね。基本的にやっぱり自治会長になっていいけども、やっぱりそういったものは他の会長さん方にやっぱり譲って、議員は議員として公平な立場で議案審査とかやっていく必要があるので、そこに会長となったから自治会の補助金についてどうのこうのということはないにしても、疑われる、要するに疑念を持たれるということはなるべく初めから避けとった方がいいんじゃないかなと、そういうふうな思いがしております。これは、ずっと今から協議の中で少しずつそういうものをしていきたいと思っております。他にありませんか。いいですか。ないようであれば、本日の議会運営委員会を閉会したいと思います。いよいよ9月5日から第3回の定例会が開催されます。従来よりも5本ぐらい議案が多いと思っておりますけれども、それぞれの委員会で十分な審査ができますようお願いをしておきたいと思っております。

これで本日は終わります。お疲れ様でした。

(閉会 11時40分)

委員長